

# 会 議 録 (概要)

会議名称	平成23年度 第1回 八尾市個人情報保護審議会	
開催日時	平成23年7月22日(金) 午後2時00分～3時45分	
開催場所	市役所本館 8階 第2委員会室	
出席者	委員	金谷会長 澤野副会長 小池委員 小枝委員 西田委員 荒木委員 天正委員 佐藤委員 山本委員 (欠席：東委員)
	事務局	村上理事 網中課長 川西室長 辻本係長 大久保副主査 平峰非常勤嘱託
	実施機関	【諮問1】 介護保険課 御前課長補佐、笹栗係長
		【諮問2】 介護保険課 御前課長補佐、笹栗係長
		【諮問3】 介護保険課 仲谷係長 健康保険課 表木課長補佐、奥本係長
【諮問4】 介護保険課 御前課長補佐、奥田係長 高齢福祉課 川添課長補佐、稲田主査 保健推進課 湯本係長		
【諮問5】 障がい福祉課 河盛課長補佐、北野係長、西野主事		
傍聴者	なし	
配布資料	事前	審議会資料
	当日	個人情報保護事務の手引 会議次第

## 審議項目

### 1) 諮問事項

1. 死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて(平成23年度の1)
2. 死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて(平成23年度の2)
3. 大阪府国民健康保険団体連合会への高額医療・高額介護合算関連データの伝送事務について
4. 八尾市地域支援事業実施要綱に基づく二次予防事業の実施について
5. 障がい福祉システムにおける資格確認業務について

### 2) 報告事項

1. がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと納税)に係るクレジット公金収納事務について
2. 全国避難者情報システムにかかる避難者情報提供事務について
3. 八尾市立桂老人福祉センター及び八尾市立安中老人福祉センターの指定管理者が保有する個人情報の電子計算機処理の状況について
4. がん検診推進事業におけるクーポン券発行 について
5. 住宅用火災警報器設置の啓発(アンケート)調査について

## 審議状況（審議経過）

### 諮問事項 1 死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて（平成23年度の1）

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて諮問するもので、条例第13条第2項第5号に該当するものである。

諮問の概要としては、要介護者が死亡し、遺産の相続が発生した。今回、相続人より、被相続人の当時の状況や介護の経過などを確認するため、死者の「介護認定調査票の写し」の開示請求について相談があったものである。

本件の内容については、個人情報保護条例第13条第2項第1号から4号に該当するとは認められないものの、請求者については、死亡した要介護者の実子であり相続人であることから、同条第5号の規定に基づき、死者の個人情報の開示請求を認めるか、審議会に諮問するものである。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

#### ア 委員の意見

- ・開示することにより、亡くなった方の個人情報について不当にあるいは違法に侵害されることは考えられるかどうか検討する必要がある。
- ・今回の案件は、直接財産に絡むものではないが、きっと亡くなった方の銀行のお金の出入りなども出して欲しいということになり、その出入りに関して、果たして亡くなったご本人が出入りを了解できていたかどうかということに関わってくるのではないかと思う。直接ではないが、13条2項の1号2号あたりとも関わってくる問題である。

#### イ 委員の質問

- ・死者の個人情報はかなり詳細に記載されているのか。

#### ウ 実施機関の説明

- ・とりわけ、金銭の管理という項目で、自分で金銭の管理ができていたのかどうかチェックするのだが、この点についての開示を求められているものである。

### 「結論」

諮問事項1について、審議会は承認。

## 諮問事項 2 死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて（平成 23 年度の 2）

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

本案件は、死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて諮問するもので、条例第 13 条第 2 項第 5 号に該当するものである。

諮問の概要としては、要介護者が死亡し、遺産の相続が発生した。今回、相続人より、被相続人の遺言能力を判断するため、死者の「介護認定にかかる認定調査票ならびに主治医意見書の写し」の開示請求について相談があったものである。

本内容については、個人情報保護条例第 13 条第 2 項第 1 号から 4 号に該当すると認められないものの、請求者については、死亡した要介護者の実子であり相続人であることから、第 5 号に基づき、死者の個人情報の開示請求を認めるか審議会に諮問するものである。

（事務局より、諮問書の請求者である「長男」との記載は誤りであり、正しくは「次男」である旨説明。）

### 「審議の要点・審議会の意見等」

#### ア 委員の意見

- ・まず我々が条例に則って請求権があるかどうかも含めて判断する。基本的にそれによってトラブルが生じるかどうかは二次的な問題である。
- ・これは裁判所で協議をしている状態ではないので、もしかしたらご長男のほうから、なぜ公文書を出したのかというふうな問い合わせが、こちらのほうに来る可能性が残るのかなと思う。その際にどういう説明ができるかということが気にかかる。
- ・逆にご長男から請求があればどうか。
- ・長男でも次男でも、理屈としては同じなのだが。これはちょっと気分を害されるかなという心配がある。基本的にはやはり相続の財産にかかわる問題なので、第 13 条 2 項 1 号にも関わってくる。

#### イ 委員の質問

- ・公正証書遺言作成時に、正常な判断能力があったかどうかだが、「なかったと思う」と。そういうことで次男さんから当時の状況について開示請求があったということか。
- ・死者の権利・利益を著しく侵害するということはないとは思いますが、ただ、今回、調停とか協議中であるということとか、民々の調停に公文書が出されることによって、影響があるとは思いますが。そのことに関しての問題はないのかどうかと思うが。

#### ウ 実施機関の説明

- ・（開示請求の経緯については）その通りである。
- ・問題はないのかご判断をいただくために諮問をさせていただいていると思っている。

### 「結論」

諮問事項 2 について、審議会は承認。

### 諮問事項3 大阪府国民健康保険団体連合会への高額医療・高額介護合算関連データの伝送事務について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、大阪府国民健康保険団体連合会への高額医療・高額介護合算関連データの伝送事務について諮問するもので、条例第8条第1項（電子計算機処理）に該当するものである。

諮問の概要としては、高額医療・高額介護合算関連の事務処理については、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と委託契約を締結しており、現在、この共同事務処理におけるデータ連携を担当者間の磁気媒体の受け渡しにより行っている。このたび、データの受け渡しの方法を、よりセキュリティの高い国保連システムを利用したデータ送受信方法に変更するものである。

情報の収集方法としては、国民健康保険DB（データベース）、後期高齢者医療DB（データベース）、高額介護合算医療費等支給申請書などにより収集する。

対象者及び件数等は、高額療養費該当世帯 約1,000世帯、介護サービス受給者 約8,000人である。

伝送への変更が必要な理由は、現在、高額医療介護合算費等の支給に関する業務の一部を国保連に委託し、その事務処理に必要な情報の受け渡しは、磁気媒体（FD・MO）を、健康保険課では国保連職員、介護保険課では市職員が国保連へ持参しているが、盗難・紛失等セキュリティ面でのリスクがある。

一方、健康保険課における国保連システムを利用したデータ送受信については、当審議会ですでにご承認いただいております。これまでのレセプト審査にかかる各種データの送受信において実績があるなど、接続環境が整っている。

また、介護保険課における保険者総合窓口システムを利用したデータ送受信についても、既に当審議会でご承認いただいております。肢体不自由児通園施設八尾市立いちよう学園等での実績や、大阪府内の市町村の半数以上で行われているなど、接続環境が整っていることから、これらのシステムを利用したデータ送受信を行うことが事務の効率化とセキュリティの向上に繋がると考えている。

提供の方法は、必要な情報を執務室内の庁内ネットワークとは接続されていない専用の端末から、健康保険課では外部のインターネット等とは繋がっていないクローズドネットワークの広域イーサネットによる通信を利用し、介護保険課ではISDN回線を利用し、暗号化されたデータをそれぞれ国保連に送信する。

また、受信については、本市より接続を行い、国保連より送信された必要情報を専用端末で受信し、磁気媒体により国民健康保険システムまたは介護保険システムに取り込む。

利用開始時期については、平成23年8月の下旬を予定している。

個人情報保護対策については、八尾市個人情報保護条例及び八尾市情報システム保安規程、国保連との「介護保険審査支払システム等に係るデータ保護に関する覚書」に基づき、厳格に対処する。

また、健康保険課ではクローズドネットワークである広域イーサネットと呼ばれる通信ネットワークを使用し、介護保険課ではISDNによるダイヤルアップの専用回線を使用しSSL通信によるデータの暗号化を行って覗き見・改ざんやなりすまし等を防止して、いずれも庁内のネットワークやインターネットから独立して接続を行う。

なお、国保連との接続権限は本市だけにあり、国保連からは本市の機器に接続することはできない。

接続端末については、起動時にID・パスワードにより使用者を制限して安全対策を行う。

また国保連システムと国保システムのデータ移行時に利用する磁気媒体については、処理後データの削除を行うとともに、未使用時は施錠保管する。

## 「審議の要点・審議会の意見等」

### ア 委員の意見

- ・手渡しのほうがセキュリティが高いかどうかという問題だ。

### イ 委員の質問

- ・高額医療費と高額介護費用の両方のデータを使って、合算してある一定の金額を超えると一定の分が返戻されてくる。この事務を国保連合会に委託しており、データを手渡しから伝送にするということか。
- ・現状は手渡しをしているが、将来伝送になっても、方法は違えどデータの内容に異なるところはないということか。
- ・これまで、他の分野で伝送しているのか。
- ・伝送について、特段の事故は報告されていないか。

### ウ 実施機関の説明

- ・（手渡しから伝送にする件については）その通りである。
- ・（データの内容に変更がない件は）その通りである。
- ・伝送している。
- ・事故は報告されていない。

## 「結論」

諮問事項3について、審議会は承認。

## 【諮問事項4】 八尾市地域支援事業実施要綱に基づく二次予防事業の実施について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、八尾市地域支援事業実施要綱に基づく二次予防事業の実施について諮問するもので、条例第8条第1項（電子計算機処理）に該当するものである。

諮問の概要としては、介護予防に関する支援を行う二次予防事業にかかる、対象者のさらなる拡大を図るため、従前、医療機関において特定健診等と同時に生活機能評価を実施し、その結果に基づき行っている方法に加え、要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者に対して、日常生活に必要な機能を確認する基本チェックリスト（以下、「調査票」という。）を送付するものである。

二次予防事業対象者把握事業については、介護保険システム等より抽出した対象者データをもとに、調査票を送付し、返送された調査票の結果を集計した上で、その結果に基づき二次予防事業対象者の決定を行う。

また、調査票回答者に対して、回答結果に基づき、個人結果表を送付する。

さらに、調査票の結果データとして、対象者より返送された調査票の回答項目より収集し、集計を行う。

情報の収集方法については、対象者データとして、介護保険システムの情報及び住民基本台帳データベースより収集する。

対象者数は、要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者、約51,000人の内の約17,000人で、3歳刻みの年齢で3年に分けて実施する。

記録項目としては、個人番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、小学校区、基本チェックリスト結果である。

利用開始時期としては、平成23年9月1日を予定している。

セキュリティ対策としては、端末は、パスワードによる従事者制限を行い、出力帳票は施錠保管し、不要になった帳票は切断廃棄する。また、不要になったデータは消去し、厳重な管理の下で、委託業務に必要なデータのみ委託業者へ手渡しする。

委託業者に対しては、委託事業実施時における機器のパスワード管理による従事者制限や市へのデータ提出時での暗号化処理を求める。

さらに、委託業者とは、個人情報保護条例第11条に基づき、委託に関する契約書等に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項等を明記し、委託に伴う個人情報の適正な管理に努める。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

#### ア 委員の質問

- ・二次予防事業の対象者の把握方法だが、今まで、医療機関等で検診を受けた情報を入手していたということは、医療機関から情報が来ていたのか。
- ・できるだけもっと詳細に把握しようということで、アンケートを取ろうということか。
- ・ランダムに5万1,000人の中から約1万7,000人を選ぶということか。
- ・40ページの業務委託の契約書だが、細かいところではあるが、第4条の「契約内容の全部もしくは一部の変更をすることができる」という変更権はどちらにあるのか、決めておいていただきたい。
- ・アンケート業務を委託するということだが、回収はどうするのか。
- ・アンケートは無記名か。
- ・集計ということだが、一人ひとりチェックしていくのか。

#### イ 実施機関の説明

- ・特定健康診断に合わせて基本チェックリストを実施していただいていたので、この結果がこの検診と合わせて市のほうに来るといったことがあった。
- ・日常生活に必要な機能について、ご自身はどういう自覚をされているのかという情報をまず入

手しようということである。

- 基本は要支援、要介護を受けられてない65歳以上の方が全員対象となるが、膨大な数になるため、三歳おきで対象者を抽出する。
- 実施機関に変更権があるということで、そこは改めたいと思う。
- 回収は、市に返送されたものを業者に渡し、業者で情報を集計し、市に納品してもらうということを想定している。
- 記名ありである。
- 集計というより、判定という表現が正しい。

## 「結論」

諮問事項4について、審議会は承認。

## 諮問事項5 障がい福祉システムにおける資格確認業務について

**「事務・事業の内容」**（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、「障がい福祉システムにおける資格確認業務について」諮問するもので、条例第8条第1項（電子計算機処理）に該当するものである。

諮問の概要としては、日本放送協会（以下「NHK」という。）の依頼による、障がい者のNHK放送受信料免除継続のための資格調査に係る「障がい福祉システム」を利用し行う資格確認業務についてである。事務の概要としては、現在、障がい福祉課では、NHKからの協力依頼により、障がい者のNHK放送受信料免除のための免除事由証明事務を行っており、申請者は障害者手帳と税証明を障がい福祉課へ提示し、障がい福祉課の職員は免除要件に該当するかを確認することで、NHK放送受信料免除申請書に免除基準に該当することを証明している。このたびNHKより、障がい者の利便を図る目的で、平成22年度中までにNHK放送受信料免除を受けている障がい者が平成23年度もNHK放送受信料免除を継続できるようにするため、免除事由に該当するか、確認事務の依頼があった。

免除事由を継続確認するには、毎年、申請者に税証明を障がい福祉課へ提示してもらう必要があるが、外出困難な障がいを持つ者にとって、来庁しての書類の提示に不便を感じることもあるため、引き続き受信料免除を希望する方のうち、調査されることに同意した障がい者世帯についてのみ、障がい福祉課にて障がい福祉システムの税情報の取込み判定機能を利用することで、税情報の確認を行う。

処理の流れは、NHK職員が調査依頼書・同意書（紙媒体）、対象者チェックリストデータ（フロッピーディスク）を障がい福祉課へ持ち込む。そして同意した対象者の税情報をシステムへ取込み、判定し、該当事由を確認し、対象者チェックリストに調査結果を入力する。

個人情報保護等のセキュリティ対策については、対象者チェックリストデータ（フロッピーディスク）に暗号化ソフトを使用して暗号化することにより、専用ソフトとパスワードを使用しないと内容を閲覧できないようにし、媒体のセキュリティの向上を図る。

また、システム用端末の起動時及び業務権限については、認証ID・パスワードを用いて従事者制限を徹底する。使用後は執務室内の施錠できるロッカーに保管する。

出力帳票については、施錠できるロッカーにて保管する。また、不要になった帳票は、シュレッダーで切断し廃棄処分する。また、税情報について、システムに取込んだ際にはユーザー権限が設定された業務でのみ閲覧できるシステム機能を設定する。

利用開始時期については、平成23年10月上旬を予定している。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

#### ア 委員の意見

- ・個人の利益になるし、あくまで個人の同意のもとである。

#### イ 委員の質問

- ・勝手に送るのではなく、本人にNHKに送ってよろしいかと聞いて、了解を得た人についてだけ送るということか。
- ・どういう情報かという内容も聞くのか。
- ・収入は毎年変動するので、本年も該当する、あるいは該当しないと判定するということか。

#### ウ 実施機関の説明

- ・（了解を得た人についてだけ送る件は）その通りである。
- ・障がいの内容はもうNHKが把握しているので、同意書により対象者の方のお名前でも調査し、その方の税がどうか、結果だけをお返りする。
- ・（判定については）その通りである。

### 「結論」

諮問事項5について、審議会は承認。

## 報告事項 1 がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと納税)に係るクレジット公金収納事務について

**「事務・事業の内容」**(審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。)

この案件は、がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと納税)に係るクレジット公金収納事務を開始するため報告を行うものである。

事務事業の概要としては、本市では、現在、がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと納税)の寄附方法として、3種類(①八尾市収納代理金融機関での納付書による振込み ②市役所窓口での受付 ③現金書留による受付)を採用しているが、本年度より、新たな寄附方法として、クレジット公金収納を取り扱う業者(以下「業者」という。)と契約を交わし、インターネットを利用したクレジット公金収納を導入するものである。

個人情報の利用項目については、クレジット公金収納に関しては、特定の個人を識別することができる情報の授受等を行わない。

対象者については、がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと納税)の寄附者のうち、インターネットを使用したクレジット公金収納による寄附を希望した方で、件数は、50件程度と想定している。

利用時期については、平成23年12月1日からの実施を予定している。

セキュリティ対策としては、外部とのデータ連携の際には、特定の個人を識別することができる情報の授受を行わないほか、授受を行うデータについては、SSLにより暗号化して通信を行うことで、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐなどセキュリティの向上を図る。

また、外部とデータ連携するパソコンについて、個人情報に関する入力を行わない。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

#### ア 委員の質問

- ・クレジットについて説明して欲しい。
- ・八尾市にクレジットでふるさと納税したいというふうに、申し込みするわけか。そうすると、支払い番号を使って送金してくださいということか。
- ・八尾市が入手できる個人情報は氏名と金額の2つだけなのか。
- ・その番号が誰の番号かは業者は分からず、知っているのは本人と役所だけということか。

#### イ 実施機関の説明

- ・寄附のお申し出があった際に、市から寄附の希望者に対して、支払い番号と確認番号とをご本人様にお送りし、寄附の希望者がその番号を使ってインターネットのホームページ上で入力をするという形になっている。
- ・確認番号と支払い番号を入力の上、寄附金額とクレジットカード番号を画面上で入力していただく。
- ・寄附の申込書を受理するので、ご本人の情報については、寄附の申込書に氏名、住所、電話番号などの記載があるが、業者には、番号と寄附のお申し出のあった金額だけを伝え、お支払い後の業者からの市への連絡は、その番号に対して幾ら入ったかという連絡だけが来る形になる。
- ・(番号を知っているのは本人と役所だけという件は) その通りである。

### 「結論」

報告事項1について、審議会への報告は終了。

## 報告事項 2 全国避難者情報システムにかかる避難者情報提供事務について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、全国避難者情報システムを運用することにより、被災者の所在地情報を把握し、大阪府等の自治体に対して直接個人情報を提供する事務が緊急かつやむを得ないことから、条例第7条第4号に基づき実施したため報告するものである。

事務事業の概要としては、東日本大震災に伴い、多くの住民が全国各地に避難しており、住所地の市町村や県による避難者の所在地等の情報把握が課題となっていた。

そのため、国においては、被災者本人から避難先市町村への所在地等の任意の情報提供に基づき避難元市町村が所在地を把握することができる仕組みとして、全国避難者情報システムが立ち上げられた。

これに伴い、八尾市においても避難者の情報を大阪府や避難元県等に提供したものである。個人情報利用項目としては、氏名、生年月日、性別、被災時の住所、世帯人数、被災の状況、避難先として大阪府を選んだ理由、現在の居所、滞在開始日、滞在終了日（予定）、電話番号、現在の家族構成（続柄、氏名、性別、生年月日、年齢、特別支援の必要性）である。

対象者は、東日本大震災により八尾市へ避難され、「避難先等に関する情報提供書」を提出されている被災者であり、その人数は、平成23年7月11日現在で46名である。

電子計算機処理については、避難元県、避難元市町村に情報を提供するにあたっては、国が定めた統一フォーマットに基づいて、必要とされる情報を収集、提供、更新する必要がある、その処理を迅速かつ適切に行うためにパソコンによる処理を行う必要がある。

また、その処理形態としては、専用パソコン及びアプリケーションによる処理である。

利用開始時期は、平成23年4月27日からで、終了時期は未定である。

セキュリティ対策としては、避難者情報の登録及び管理はネットワークに接続しない専用パソコンにより行う。パソコンの使用はID及びパスワードにより従事者制限を行い、パソコン及び出力帳票については施錠管理を行う。また、不要になった帳票については裁断破棄する。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

#### ア 委員の質問

- ・大体わかるが、ちょっと具体的に説明して欲しい。
- ・大阪府から国にデータがいくのか。
- ・被災県のほうが、誰がどこにいるのか分かり、いろんな情報も伝達できるということか。
- ・これはもう既に実施しており、現在も実施中ということか。

#### イ 実施機関の説明

- ・東日本大震災により、被災地から避難される方が全国各地に散らばっている。それに伴って、この被災元の県において、自分の県の避難者がどこに避難しているのかというのを把握して、例えば義援金や、生活を再建するための制度など、被災者にとって有利な情報を提供するために、避難者の避難した所在地を知る必要があるということである。各都道府県のほうに避難者がもし入ってこられた場合に、避難者がいるという情報を各都道府県のほうに集約してほしいということで、このシステムを使っている。

大阪府を通じて八尾市にも避難者が来られたが、本人同意のもと、大阪府のほうに情報を集約してもらえるように、本システムを運用するということである。

- ・大阪府から被災県に行く。
- ・（被災県が情報を伝達できるという件は）その通りである。
- ・（現在実施中という件は）その通りである。

### 「結論」

報告事項2について、審議会への報告は終了。

### **報告事項3** 八尾市立桂老人福祉センター及び八尾市立安中老人福祉センターの指定管理者が保有する個人情報の電子計算機処理の状況について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、八尾市立桂老人福祉センター及び八尾市立安中老人福祉センターの指定管理者が保有する個人情報の電子計算機処理の状況についての報告で、条例第8条第3項に該当するものである。

事務事業の概要としては、運營業務として、両老人福祉センターは、市内在住の60歳以上の高齢者の生きがいづくりの場等を提供するために、生活・健康相談事業、教養講座事業、レクリエーション事業及び交流会事業等を実施している。

その中で各種教養講座に参加している方の名簿の作成や各行事に参加した高齢者の集計及び報告書等関係書類を作成する。また、チラシ・ポスター等を作成し、市民に対して老人福祉センターの情報を発信する。施設管理業務として、施設・器具等の保守点検及び維持管理を行ううえで、契約書や経理等に係る書類を作成する。

個人情報の利用項目は、参加者氏名、住所、生年月日、性別、年齢、受講講座状況である。対象者は、桂老人福祉センター及び安中老人福祉センターの利用者である。

電子計算機処理については、管理運営に係る事務作業を円滑に行うことと、情報集約・発信拠点としての役割を担うという目的を達成するために、施設内で単独に設置したパソコン・プリンターを用いて業務を行う。

電子計算機処理の利用は、平成23年4月より開始している。

セキュリティ対策については、指定管理者と個人情報保護条例等に基づいた基本協定書を締結し、個人情報の保護に努める。また、フロッピーディスク等のデータ管理及びノートパソコンの管理については、施錠できる保管庫に収納し、情報保護の徹底を図る。

#### **「審議の要点・審議会の意見等」**

##### **ア 委員の質問**

- ・指定管理者に管理させる場合については、そこにおける個人情報の取り扱いについて、市のほうが検査をして当審議会に報告することになっているということか。
- ・社会福祉法人ポポロの会は個人情報保護規程を作っているわけか。市としては、この規程に基づいて適正に個人情報が保護され、処理されているかどうかをチェックしたということか。
- ・指定管理者において施設を利用している個人情報は事務事業の概要の2のところ、参加者の氏名、住所、生年月日、性別、年齢、それから受講講座状況と、どういう講座を受講しているかということか。
- ・報告なので、検査した結果問題がありませんでしたというふうに理解してよいか。
- ・電子計算機処理の状況についての報告で、両センターはもう既に動いているわけか。
- ・指定管理者になったのはいつからか。
- ・ちゃんと規程が守られているかどうかは、しばらく経って、また何らかの形で検査するということか。

##### **イ 実施機関の説明**

- ・（個人情報の取り扱いについて報告する件は）その通りである。
- ・この規程に則ってきちんと管理してくださいということである。
- ・（個人情報の内容については）その通りである。
- ・こういう規程で運営をやってくださいと、4月からお願いをしている。個人情報などをきちんと守ってくださいという規程を作っている。
- ・両センターはもう既に動いている。
- ・23年の4月1日から指定管理になっている。
- ・年度末などに行う。

#### **「結論」**

報告事項3について、審議会への報告は終了。

## 報告事項4 がん検診推進事業におけるクーポン券発行 について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、平成 21 年度より「女性特有のがん検診推進事業」において、健康管理システムを利用し、対象者の帳票、個別のクーポン券及び宛名の作成と、封入封緘の委託を行ってきたが、今回からは、国のがん検診推進事業実施要綱の変更に伴い、大腸がん検診における対象者を追加し、また宛名ラベルの作成等を行うことが、条例第 8 条第 1 項の表 4 の類型 4 及び 5 に該当することから報告するものである。

個人情報の利用項目としては、対象者の宛名番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、各種健（検）診結果、予防接種履歴、保健事業内容である。

対象者・件数は、従来の対象者として、

子宮頸がん：20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳の女性・・・約 9,000 件

乳がん：40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳の女性・・・約 9,000 件

新たに追加する対象者として

大腸がん：40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳の男性と女性・・・約 18,000 件

電子計算機処理については、手作業で台帳、クーポン券作成及び封入封緘を行うことは、膨大な時間がかかり、転記誤りが発生する恐れがある。

現在、運用中である健康管理システムを用いた電算処理を行うことにより、正確かつ迅速に対象者の抽出、クーポン券作成が行える。

処理形態は、健康管理システムで保有している住民基本台帳及び外国人登録データより、検診対象者及びクーポン券作成に要する個人情報の抽出を行う。

抽出したデータファイルは電子媒体（MO）を用いて、情報システム室に提供し、ホスト機器の日本語ラインプリンターにて所定のクーポン券に氏名・住所・生年月日、宛名番号を印刷する。

利用時期は、平成 23 年 8 月から 9 月を予定している。

セキュリティ対策としては、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠して保管いたします。

クーポン券（宛名つき）、検診手帳、案内文を委託業者に渡し、封入封緘後の納品を市より送付する。

封入封緘等にかかる委託に際しては、業務委託契約書に「個人情報保護に関する事項」を盛り込み、八尾市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに取扱いには万全を期すように指示する。

特にクーポン券（宛名つき）については、委託担当者に手渡しをして、特定の作業場所において、個人情報保護管理責任者のもと特定の社員が作業することを事前に確認し、徹底させる。

また、作業時以外は施錠保管させ、作業場所以外の持ち出しを禁止し、納品時には複数の社員により搬送させ、盗難・紛失のないよう注意を払う。

不要となった個人情報が記録された帳票類については、裁断、焼却処分する。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

- ・ これまでは女性のみ該当して、子宮頸がん、乳がんについてクーポン券を送っていたが、今度は大腸がんにつき男性についても、該当する年齢の方に対してクーポン券を送付して、積極的に検診を受けていただくということか。また、これを業者委託するということか。

イ 実施機関の説明

- ・ その通りである。

### 「結論」

報告事項 4 について、審議会への報告は終了。

## **報告事項5** 住宅用火災警報器設置の啓発（アンケート）調査について

**「事務・事業の内容」**（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、住宅用火災警報器設置に関する調査送付用の宛名ラベルの作成業務を行うため報告するもので、条例第8条第1項表4類型5に該当するものである。

事務事業の概要としては、平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。本調査は、住宅火災の減少及び同火災による死者の低減を図るため、住宅用火災警報器の設置推進をはじめとした防火思想の普及啓発を積極的に実施し、防火意識の向上などを図るための啓発調査で、その宛名ラベルを作成するものである。

個人情報利用項目は、住所、氏名、生年月日である。

対象者は、市内在住の20才以上の男女で、件数は、1500件（内、外国人40件）である。

電子計算機処理については、住民基本台帳及び外国人登録台帳から手作業により転記することは、転記誤りが発生する等の問題点がある。

そこで、電子計算機に記録されている住民基本台帳及び外国人登録台帳を電算処理することにより、正確かつ迅速に対象者の抽出を行い、本調査業務の効率的な実施を図るものである。

処理形態は、ホストコンピューターによるバッチ処理である。

利用時期は、平成23年6月中旬に実施した。

セキュリティ対策は、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠できる保管庫に保管する。

宛名シールは、作成後直ちに貼り郵送し、個人情報の保護に関しては細心の注意を払う。また、出力帳票は利用後切断して廃棄する。

### **「審議の要点・審議会の意見等」**

ア 委員の質問

- ・このアンケートの結果は出たのか。

イ 実施機関の説明

- ・設置しているというのが515人。これが66.7%である。設置していない、これが257人の33.3%。設置していない人の中で、設置予定はありますかという問いに「はい」と答えられた方が186名の72.4%。「いいえ」と答えられた方が71人の27.6%である。

### **「結論」**

報告事項5について、審議会への報告は終了。